

(目的)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合規約(昭和44年11月1日福井県指令地第1470号)第8条第4号に基き、管理者の職務代理者と鯖江・丹生消防組合(以下「組合」という。)事務を代決および専決する副管理者を定め、組合の運営を合理的かつ明確にすることを目的とする。

(平20規則5・一部改正)

(管理者の職務代理者)

第2条 管理者に事故があるときまたは欠けたときは、越前町長の職にある副管理者が、管理者の職務を代理する。

(平20規則5・一部改正)

(事務代決および専決副管理者)

第3条 管理者が不在のときは、鯖江市副市長の職にある副管理者が、管理者の権限に属する事務を代決する。

2 管理者の権限に属する事務のうち、別に定めるところによる副管理者の専決事項については、鯖江市副市長の職にある副管理者が、当該事務を専決する。ただし、当該事務のうち越前町の単独負担にかかる施設整備事業の専決事項については、越前町長である副管理者とする。

(平20規則5・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。